

平成29年11月22日

舞鶴市議会議長

上野修身様

提出者 舞鶴市議会議会運営委員会

委員長 岸田圭一郎

舞鶴市議会会議規則の一部を改正する規則案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

市議委第 2 号

舞鶴市議会会議規則の一部を改正する規則

舞鶴市議会会議規則(平成 2 年議会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。  
別表議会報編集委員会の項を次のように改める。

広報会議	議会の広報についての協議 又は調整	広報会議委員	広報会議委員長
------	----------------------	--------	---------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

本市議会において、議会報の発行やFMまいづるを活用した議会情報の発信など議会の広報を行うに当たり、その協議又は調整を行う場として「広報会議」を設置し、その役割を明確にする等所要の改正を行うため、この規則案を提出する。